

色彩のみからなる商標の自他商品・役務識別力

知財高判令和2年3月11日（令和元年（行ケ）第10119号）
最高裁ホームページ

知的財産法研究会
レクシア特許法律事務所
弁護士・弁理士 山田 威一郎

第1 はじめに

本判決は、色彩のみからなる商標に関する自他商品・役務識別力（以下、単に「識別力」という。）の有無が争われた初めてに知財高裁判決である。

色彩のみからなる商標は、平成26年商標法改正で新たに登録が認められるようになり、これまでに、計8件の商標登録が認められているが、登録された商標はいずれも複数の色彩の組み合わせからなる商標であり、単一の色彩のみからなる商標の登録事例は存在しない。

本件では、橙色の色彩のみからなる商標の識別力の有無が知財高裁で争われた事例であり、色彩のみからなる商標の登録可能性を検討する上で参考になる判決である。

第2 事案の概要

1 出願の経緯

原告は、平成27年4月1日付けで別紙1（本稿の末尾に添付）に示す橙色の色彩のみからなる商標を第36類、第37類の役務を指定して出願したが（商願2015-30535）、平成29年12月8日付けで識別力を欠くとの拒絶査定を受けたため、平成30年3月8日付けで拒絶査定不服審判（不服2018-3370号）を請求すると共に、指定役務を以下の役務に減縮する補正をした。

[出願商標]

別紙1参照

[商標の詳細な説明]

商標登録を受けようとする商標は、橙色（RGBの組合せ：R237、G97、B3）のみからなるものである。

[指定役務]

第36類